

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

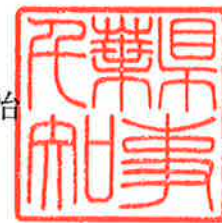
住所 千葉県八千代市上高野1728番地5

氏名 株式会社 東亜オイル興業所
代表取締役 安池 慎一郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成28年2月29日

許可の有効年月日 平成35年1月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 特定有害産業廃棄物 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、
オ 特定有害産業廃棄物 汚泥（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、
カ 特定有害産業廃棄物 廃酸（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、
キ 特定有害産業廃棄物 廃アルカリ（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年12月21日	変更許可
平成28年2月29日	更新許可（優良認定）
平成30年8月31日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。